

郡山市歴史資料保存整備検討委員会  
報告書

平成 27 年 11 月

郡山市歴史資料保存整備検討委員会

## 目次

はじめに	1
歴史資料保存整備の意義	2
第1章 歴史資料保存整備の基本的考え方	3
1 基本的理念	3
2 基本方針の検討	3
第2章 歴史資料の保存整備のあり方	4
1 歴史資料の保存管理方法	4
2 人員配置・組織体制整備	4
3 歴史資料別の保存整備・活用	5
4 「(仮称)郡山市公文書・歴史情報館」の整備及び設置	6
5 既存施設の見直し	8
6 その他の意見	9
おわりに	10
付属資料	11
1 郡山市歴史資料保存整備検討委員会設置要綱	11
2 委員名簿	12
3 検討委員会の開催経過	13
4 各施設の現状と課題	14
5 先進地視察結果	15

## はじめに

歴史資料保存整備検討委員会は、平成 26 年 12 月 5 日に、歴史資料の適正な保存と効果的な活用のあり方について検討することを目的に設置されたものであり、この報告書は、委嘱を受けた有識者や歴史資料関係者及び公募で選任された 10 名の委員により、専門的見地から検討を行った結果である。

協議にあたっては、歴史的公文書等を含めた歴史資料の収集、保存、整備、活用について、既存施設の現状と課題を踏まえ、郡山市の歴史的特質や、多様化する市民ニーズ等を考慮し、各委員の専門的知識や経験を元に、様々な視点から意見交換を行った。

本報告書の内容は、歴史資料及び歴史的公文書等の適正な保存管理と効果的な活用のあり方、人員配置や組織体制について方針を示すとともに、さらには、郡山市の歴史・文化遺産を発信し、次世代へ継承していくための拠点として、「(仮称) 郡山市公文書・歴史情報館」を整備することを提言するものである。

昨今の地方行政を取り巻く状況が厳しいことを考慮すると、この報告書の内容を具現化するには、施設の整備計画や財源確保など、多くの課題を解決する必要があると考えるが、当委員会が真摯に協議を重ねた結果であることを申し添えたい。

今後は、市民の意識や要望を踏まえ、さらにきめ細かな検討を重ねていただき、将来にわたって、市民の心の拠り所として親しまれるシンボルとなる施設が整備されることを期待したい。

## 歴史資料保存整備の意義

### (1) 歴史資料及び歴史的公文書等の活用による豊かな地域史像の確立

市民の歴史認識は、「安積開拓以降に急速に発展した郡山市」というイメージが大多数を占めているが、郡山市は原始・古代から、「東西南北からの文化の交錯点」として、「多様性」「境界性」を内包し、歴史的に発展してきた豊かな地域である。

このような歴史的特質をもつ郡山市において、各郷土史研究会は歴史研究の成果をあげ、『郡山市史』は10年ごとに編さんされてきた。今後、さらなる地域に根ざした歴史資料及び歴史的公文書等（以下、「歴史資料」という）の所在確認、収集、記録、保全、活用により、郡山市が日本全体の歴史の中で、どのような役割を果たした地域だったか認識することができ、日本の中における郡山市の歴史的立場への理解を深めることができる。

### (2) 市民の誇りとアイデンティティーの形成、継承

町村合併により広大な面積をもつ郡山市は、各地域がそれぞれに異なった風土、生活、文化をもっている。このような地域の「多様性」が郡山市の歴史的特質とも重なっている。歴史資料の活用により、豊かな地域史像を描きだし、「多様性」を再認識・再発見することで、市民の郷土に対する誇りやアイデンティティーの形成・継承に寄与することができる。

また、歴史資料は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故によって失いかけた地域コミュニティとアイデンティティーの再形成に大きな役割が期待されており、大震災からの復興・まちづくりにおける市民の心の拠り所となり得る。

### (3) 歴史・文化遺産を護り生かすまちづくり

歴史資料を保存整備することで市民の歴史・文化への関心が高まり、市政の発展と市民の幸福のために絶えず歴史・文化をかえりみる意識が生まれる。それは地域の歴史・文化を遺産と考え、後世に伝えられるとともに、産業や観光振興、地域の活性化に寄与することができる。

### (4) 収集した歴史資料の管理、公開責任

郡山市が収集した歴史資料には、劣悪な環境に置かれ、滅失の危機に瀕しているものがある。市民に対し、郡山市が収集した歴史資料を誰もが主体的に利用できる状態で管理・保存し、管理公開責任を果たす必要がある。

# 第1章 歴史資料保存整備の基本的考え方

## 1 基本的理念

郡山市の歴史は、東北・北陸・関東地方に接する地理的位置が大きな要因となり、東西南北の文化交流の拠点として重要な役割を果たすとともに、多地域との交流によって特徴ある地域性が形成されてきた。それらを示す特色ある歴史資料は膨大な量に達しており、その保存、整備、さらには活用が、大きな課題となっている。

歴史資料の保存整備は、行政や一部の専門家・市民のみが担うのではなく、市民全体が参加する市民運動として息長く続けることが重要である。

「市民共有の知的資源」である郡山市の歴史・文化遺産を保全・整備・活用し、確実に次世代へ継承していくことが責務であり、関係団体と連携し、市民と行政が一体となって本格的に取り組むこととし、「市民とともに、郡山市の歴史・文化遺産を保全、整備、活用し、次世代へ継承する」ことを基本的理念として掲げる。

## 2 基本方針の検討

### (1) 歴史文化情報発信の拠点となる施設の整備

『郡山市都市計画マスタープラン 2015』において「歴史継承の拠点となる公文書資料館の設置検討」が先導プロジェクトとして位置付けられていることを踏まえ、福島県を先導する歴史文化情報発信の拠点シンボルとして、「(仮称) 郡山市公文書・歴史情報館」を整備し、郡山市、ひいては福島県の歴史文化の豊かさを発信すべきである。

### (2) 歴史資料の安定的・長期的な保存管理

貴重な歴史資料を将来へ継承するため、資料の状態・性格に合った適正な環境を維持できる収蔵設備の設置や資料管理方針、資料管理システム導入の検討が必要である。

### (3) 人員配置と組織体制の整備

歴史資料の収集、整備、活用においては、専門性に裏付けられた正確な情報を発信できる能力をもつ専門職の配置は不可欠である。また、関係団体や大学等と連携し、市民の歴史資料保全の意識を高め、市民とともに貴重な歴史資料を護り、後世に伝えていく体制を整備する必要がある。

### (4) 市民の生涯学習活動への寄与

歴史資料の活用には修復、展示、研究、情報発信が重要であり、そこには市民の誰もが自由に参加できる「しくみ」が必要である。市民の多様な利用方法を想定し、歴史資料の整備・活用を図る。

## 第2章 歴史資料の保存整備等のあり方

### 1 歴史資料の保存管理方法

#### (1) 適正な収蔵設備設置の検討

歴史資料の特性に見合った適正な環境を維持できる収蔵設備が必要である。なお、収蔵設備の設置にあたっては、将来の資料収蔵を見据えた規模の検討も重要である。

#### (2) 資料管理方針の検討

現状における歴史資料の多様性や膨大な量を踏まえ、情報の一元的集中管理を検討するとともに、地域の歴史的・文化的特性に合わせて、歴史資料を適切に管理していくための方針が必要である。また、歴史資料を保存する責任を果たしていくためには、市の直営組織でなければならない、指定管理者制度は導入すべきではない。

#### (3) 資料管理システムの導入

単なる保存ではなく歴史資料の出し入れが容易に行える管理システムの導入が不可欠である。特別に専門的な知識が無い者でも資料の利用がスムーズに行えるよう検索機能等のシステムが必要である。

### 2 人員配置・組織体制の整備

#### (1) 専門知識と技術を有した学芸員等の配置

保存対象となる歴史資料の専門分野に応じて、例えば考古・歴史・民俗の学芸員のほか、歴史的に重要な公文書等の専門職員（アーキビスト）の配置が必要となる。専門職員は、未来への資料保存に対する責任を果たすとともに、展示等を通じた歴史資料と市民との媒介者であり、市民の学習活動におけるレファレンサー及びインストラクターの役割を担うことから、専門の正規雇用の専門職員を配置する必要がある。

#### (2) 専門的研究の推進

収集した資料の価値を明らかにすることで、他地域にはない郡山市の特徴や独自性、魅力を再発見し、その成果を地域文化や観光の発展と創造に役立てることができるため、マネジメント能力をもった専門職員による研究を継続的に進めることが重要である。

#### (3) 市民協働による歴史資料の保全

各行政区にある郷土史研究会が「郡山地方史研究団体連絡協議会」を組織し、研究活動を盛んに行っていること、また、『郡山市史』が10年毎に継続して編さんされているこ

とは、全国的にも特筆すべき事例であるといえる。今後の歴史資料の保存整備を検討する上では、関係団体や大学等と連携し、市民の歴史資料保全の意識を高め、市民とともに貴重な歴史資料を護り、学び、後世に伝えていく体制を整備すべき。

### 3 歴史資料別の保存整備・活用

#### 【古文書】

整理保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>古文書収蔵の中心施設となっている歴史資料館は、本来的な収蔵施設ではなく、機能も不十分な上、すでに収蔵庫が「満杯」となっており、資料の利用も容易でない。また耐震機能も低く、早急に保存環境を整備する必要がある。</li> <li>収集した資料は、目録を作成し整理・保存する。なお、未整理の収蔵資料は、順次目録を作成し、公開すべき。</li> </ul>
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市史編さん室」、「郡山地方史研究団体連絡協議会」・各郷土史研究会や大学と協力し、市内の古文書の情報収集と記録調査を行い、消失・散逸の防止に努めるべき。特に、『郡山市史』に掲載された資料は、郡山市の歴史を考える上で重要な資料であることから、散逸を防ぐため、寄贈等、積極的な受け入れを検討すべき。</li> </ul>
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>古文書の主な活用は実物資料の閲覧であるので、閲覧施設と目録整備が必要である。</li> <li>計画的にデジタルアーカイブ化し、ホームページにおいて目録情報のほか主要資料の画像公開を行うべき。</li> <li>守山藩御用留帳等、特に貴重な古文書については、市民に読みやすい形で翻刻資料集を刊行すべき。</li> </ul>

#### 【考古資料】

整理保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>考古資料収蔵の中心施設となっている旧福良小学校は、仮の保管場所であり、適正な収蔵・管理・活用方法がとれる収蔵施設を整備すべき。</li> <li>考古資料は、資料の全体像、個別資料の種類と数量の把握、各資料の系譜などを明らかにして公表（発掘調査報告書の刊行）されて初めて遺跡の性格が明らかになる。未整理の発掘調査箇所については、順次整理を行い、報告書を刊行する必要がある。</li> </ul>
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の、整理作業や、未整理の報告書刊行により、『郡山市史』に新たな貢献ができる可能性が高いことから、順次報告書を刊行すべき。</li> </ul>
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>出土品だけでなく、発掘調査報告書についても計画的にデジタルアーカイブ化し、公開すべき。</li> <li>公民館等、公共施設への巡回展示やワークショップを継続して実施すべき。</li> </ul>

### 【民俗資料】

整理保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>民俗資料収蔵の中心施設となっている蒲倉収蔵庫も保存設備が整っておらず、資料の劣化が危惧されることから、早急に廃校等に移設すべき。</li> </ul>
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>湖南地域から集められた民俗資料は貴重なものが多く、一括して民俗文化財に指定することを検討する必要がある。</li> </ul>
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>民俗資料は体験、体感をともなう展示の中で活用し、イベントへの貸し出し、学校の体験学習での利用をすべき。</li> <li>民俗資料は利用しないと劣化が進み、使用方法も分からなくなってしまう。用途や使い方がわからないと資料的価値が失われるので、市民の協力を得て、実際に使っていた人からの聞き取り調査と実演風景の記録撮影を検討する必要がある。</li> </ul>

### 【歴史的公文書等】

整理保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的公文書等には、行政活動だけでなく、市民、議会の活動等が記録されており、公文書を市民が主体的に利用できる状態で管理・保全し、現在及び未来の市民の知る権利を保障し、説明責任を果たす必要がある。</li> <li>公文書管理法の趣旨にのっとり、歴史的公文書等の選別方針及び移管に関する規程を整備する必要がある。</li> <li>東日本大震災、特に東京電力福島第一原子力発電所事故に関わる、国・県・市の行政についての公文書についても歴史的な資料として収集・保管する必要がある。</li> </ul>
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内の文書所在調査を実施する等、所在を把握する必要がある。</li> </ul>
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的公文書等の主な活用は貴重な歴史資料の展示と資料閲覧であるので、閲覧施設と目録整備が必要である。</li> <li>計画的にデジタルアーカイブ化し、ホームページにおいて目録情報のほか主要資料の画像公開を行うべき。</li> <li>合併時の資料等、郡山市の成り立ち等を考える上で、特に歴史的に重要な公文書は積極的に展示等で活用すべき。</li> <li>歴史的公文書等の利用に当たっては、公開を原則とする。公開範囲については、個人情報保護等の観点から適切に設定する必要があるため、情報公開制度等との整合を図り、審査基準を定める必要がある。</li> </ul>

## 4 「(仮称) 郡山市公文書・歴史情報館」の整備

歴史資料の保存・活用、管理、人員配置・組織体制等の整備を進め、郡山市の歴史・文化遺産を保全、整備、活用し、次世代で継承していくための拠点として、「(仮称) 郡山市公文書・歴史情報館」を整備する。



## 【機能と役割】

### (1) 郡山市の歴史を未来へ継承する

歴史資料を収集、整理し、「市民共有の知的資源」として未来に継承し、市民の知る権利を保障するとともに、管理責任・説明責任を果たす。

### (2) 地域の歴史を学ぶ拠点としての機能

歴史資料を適正な管理により保管し、市民が郡山市で培われてきた歴史や文化に触れることでその知識と理解を深め、貴重な資料を活用し、地域の歴史を学ぶ拠点としての機能を提供する。また、館内における学習活動や資料の貸出等により学校教育を支援すべきである。

### (3) 歴史資料を媒体とした市民交流拠点としての機能

資料館の活動に市民が積極的に関われるよう、資料の調査や収集・整理、歴史講座の開催等に、広く参加できる仕組みを作るとともに、市民がいつでも気軽に訪れることができ、歴史資料にふれ、歴史に親しむことができる環境を整備することで、歴史資料を媒体とした、市民交流の拠点とする。

### (4) 公文書館としての機能

歴史的公文書等は、健全な民主主義の根幹を支える「市民共有の知的資源」として、市民が主体的に利用できるようにすることが必要である。適切な保存及び利用等により、適正かつ効率的な行政運営を図るとともに、現在及び将来の市民の知る権利を保障し、管理責任・説明責任を全うするために、公文書館としての機能を設ける。

なお、「(仮称) 郡山市公文書・歴史情報館」の運営については、歴史的公文書等の収集・選別や個人情報保護による閲覧制限等、行政文書に関する専門的知識や経験が必要であることから、指定管理者制度はなじまないものとする。

### (5) 既存施設との有機的連携による地域活性化

郡山市は合併により多様な歴史的文化的特色、地域性が見られ、各地域にこそ歴史と文化の特色があるといえる。重要な資料を全て中央に集めるという従来型の発想ではなく、既存の文化施設等を再整備・維持しながら、IT技術、デジタルデータ等の活用により、ネットワークを構築し、各地域と有機的に連携し、地域の特色を活かしていく。また、各地域をテーマとしたメッセージ展示を行うことで、魅力ある各地域への入口、フィールドへの誘いの場とする。

### (6) 日本、世界への歴史文化情報発信

郡山市の歴史的特質である「多様性」「境界性」は、福島県の歴史的特質でもあるといえる。文化の特質である「境界性」は、諸文化圏の境界に位置して交流の拠点となり、知の集積地となってきたことによってもたらされた。いわば「知の宿町」ともいべき歴史

的立地による。日本あるいは、世界の中における郡山市の歴史的な位置を提示し、「福島県の顔」として豊かな郡山市の歴史文化を発信する拠点を整備する。

### 【立地等】

「(仮称) 郡山市公文書・歴史情報館」の建設予定地としては、『郡山市都市計画マスタープラン 2015』において「歴史と緑の生活文化軸」と規定した、中央公民館、公会堂、中央図書館、歴史資料館、市民文化センター、麓山公園、21世紀記念公園、豊田浄水場跡、合同庁舎等、公共施設が存在する麓山地区が相応しい。

麓山地区には、郡山市の歴史を物語る歴史的な建造物があり、これらの活用を含め検討すべきである。

建設にあたっては、展示室だけでなく、十分なスペースを備えた収蔵庫を整備すること。

## 5 既存施設の見直し

「(仮称) 郡山市公文書・歴史情報館」は主に古文書及び、歴史的公文書等の収蔵施設として整備し、レベルの高い調査研究施設として特化するとともに、市内の東西南北に4か所程度の既存施設を活用した交流拠点を配置し、各地域と中央の交流を図る。交流拠点は、「(仮称) 郡山市公文書・歴史情報館」が果たす機能を分有、あるいは機能の一部を担う施設となるよう整備し、位置付ける必要がある。なお、既存施設の今後の方向性は下記のとおりとなる。

施設名	今後の方針
歴史資料館	耐震診断の結果、大地震発生時、倒壊の危険性があるため、現在の建物は取り壊し、「(仮称) 郡山市公文書・歴史情報館」へ移行すべき。
開成館	県指定重要文化財であることに配慮しながら、施設の一部を民俗資料の収蔵展示・体験施設となるように部分改修を実施する。また、古民家の積極的な活用を図るべき。
大安場史跡公園	考古資料の体験学習施設として位置づけ、必要な整備を行うべき。
旧福良小学校	現在は仮の保管場所であり、新たな考古資料の収蔵施設の設置方針を決定すべき。整備にあたっては、出土品が収蔵できる棚等を設置するとともに、誰もが資料の出し入れを容易に行える管理システムを導入した施設とすべき。
蒲倉民俗資料収蔵庫	保管状況が不適切で、資料の劣化が懸念されることから、新施設や開成館等に資料を移管し、同収蔵庫を廃止すべき。

## 6 その他の意見

<p>展示面</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郡山市の特質は、東と西、関東と東北の文化・領域がせめぎあっている地域であり、それらを展示に反映すること。</li> <li>・高速道路がクロスしているように、東西と南北の文化がぶつかるところが郡山市の歴史的な特徴であり、それが原始までさかのぼる遺跡の存在理由。それらの歴史資料をテーマとして打ち出していくべき。</li> <li>・多様性と広域性の視野をもって日本・世界の中における郡山市の歴史的な位置を提示すべき。</li> <li>・郡山市民の歴史的・文化的特性が、開拓者としての進取性と多様性であるならばメッセージ展示にし、動的なものにすべき。</li> <li>・数十年にわたる歴史・考古・民俗その他の資料収集の蓄積と、数次に及ぶ『郡山市史』編さんの成果に基づく、郡山市の歴史文化に関する新たな展示を構築すべき。</li> <li>・『郡山市史』の成果をデジタル化して積極的に活用すべき。</li> <li>・模型やジオラマのような固定的展示は控えめにし、実物資料を中心に展示すべき。また、応用性や拡張性の高い展示を主体にすべき。</li> <li>・IT機器は、将来の維持管理費が適正になるよう検討して導入すべき。</li> <li>・資料閲覧やハンズオンなど直接触れる機会を設け、歴史資料に対する市民の親近感を育てる。</li> <li>・子どもたちが郡山市の未来の姿を語り合えるワークショップやパネルディスカッションなどを定期的で開催すべき。</li> <li>・荒井猫田遺跡の最新の研究を取り入れ、中世にとどまらない「交通」や「町場」のテーマ展示へと発展させること。</li> <li>・東日本大震災（自然災害史）に関する資料の展示を行うべき。</li> </ul>
<p>施設面</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中高生の普通の学習スペースとしての機能を備える。</li> <li>・専門のスタッフによる市民向け講座の開催や地域史研究者の成果発表等、市民がつくる展示発表の場とすること。</li> <li>・コミュニティーの拠点機能を備えた施設とする。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郡山地方史研究団体連絡協議会・各郷土史研究会等、既存団体とも協調・連携しつつ、市民参加型の施設を構想すべき。</li> <li>・市民向けの資料閲覧利用室を設置して、市民が自分で歴史資料を調査したりデジタル撮影したりして、施設との間で情報やデータを共有できる仕組みを整備すべき。</li> <li>・安積歴史博物館（旧福島県尋常中学校本館）をはじめ、県内各所の施設との連携も視野に入れ、教育普及活動に力を入れることが出来る体制づくりを目指すべき。</li> <li>・早期に準備室を立ち上げるとともに、整備検討委員会を設置することが望ましい。</li> </ul>

## おわりに

報告書作成にあたり、各委員より、それぞれの専門的見地から、歴史資料に係る多くの意見が出された。

歴史資料の保存整備等のみならず、それに関わる基本的な考え方や施設のあり方等、郡山市の現状を踏まえ、33万人都市に相応しい、郡山市のまちづくりにも寄与することができるよう、期待と希望を盛り込んだ内容となった。

しかしながら、歴史資料の整備、施設のあり方については、利用頻度の高い施設とするため、建物等のハード面及び情報発信等のソフト面、双方の成功が「鍵」となっており、「(仮称)郡山市公文書・歴史情報館」の整備には、きわめて柔軟な発想による集客力の確保と、コストを重視するといった慎重な議論をさらに進めていく必要がある。「(仮称)郡山市公文書・歴史情報館」の整備にむけたコンセプトや運営形態などの具体的な内容については、今後さらに掘り下げた議論と検討を希望したい。

さらに、郷土史研究会等の関係団体や大学等の研究成果を踏まえつつ、これらと連携し、郡山市史編さん事業の継続などを軸とした歴史資料の収集・整理を行い、市民のニーズと時代の要求に応え、福島県を先導していくよう期待したい。

**委員長 石田宏壽**

**委員 一同**

## 資料1 郡山市歴史資料保存整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が所有する歴史資料の効果的な活用の推進を図るため、市民及び歴史・文化関係者等が相互に広く意見交換し、その内容について調査・検討を行う、郡山市歴史資料保存整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 歴史資料に係る整理の方向性の調査及び検討に関すること。
- (2) 歴史資料に係る保存法、活用法等の調査及び検討に関すること。
- (3) 調査及び検討内容の報告に関すること。
- (4) その他歴史資料保存整備等の効果的な活用の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから郡山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内に住所を有する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を1名置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、当該委員の委嘱の日から調査及び検討内容を教育長に報告する日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月30日から施行し、設置の目的を達成したときは、その効力を失う。

資料2 郡山市歴史資料保存整備検討委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	氏名	職名等	備考
1	阿部 浩一	福島大学行政政策学類教授 ふくしま歴史資料保存ネットワーク代表	
2	石田 宏壽	道因寺住職 元郡山市教育委員会委員長	委員長
3	菊地 芳朗	福島大学行政政策学類教授	
4	小原 英男	福島県立会津学鳳高等学校教諭	
5	齋藤 誠一	自営業 元小学校教諭	
6	佐野 千絵	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 保存修復科学センター 副センター長	
7	白井 哲哉	筑波大学図書館情報メディア系 知的コミュニティ基盤研究センター教授	
8	高橋 明	郡山地方史研究会会員 元郡山市文化財保護審議会会長	副委員長
9	野澤 謙治	郡山女子大学短期大学部教授 元郡山市文化財保護審議会委員	
10	柳沼 賢治	公益財団法人郡山市文化・学び振興公社 文化財調査研究センター所長	

### 資料3 検討委員会の開催経過

- (1) 第1回検討委員会（平成26年12月5日）
  - ・委員長及び副委員長の選出
  - ・郡山市歴史資料保存整備検討委員会の概要
  - ・郡山市の歴史資料及び保有施設の現状と課題
  
- (2) 第2回検討委員会（平成27年2月5日）
  - ・歴史資料保管施設の現地確認（旧福良小学校、歴史資料館）
  
- (3) 第3回検討委員会（平成27年6月1日）
  - ・歴史資料の現状と課題の再確認
  - ・先進地視察先の検討
  
- (4) 先進地視察（平成27年6月30日から7月1日）
  - ・名古屋市市政資料館
  - ・四日市市立博物館
  - ・三重県総合博物館
  
- (5) 第4回検討委員会（平成27年8月20日）
  - ・先進地視察の報告
  - ・報告書内容の検討
  
- (6) 第5回検討委員会（平成27年10月19日）
  - ・報告書案の校正、確認
  
- (7) 第6回検討委員会（平成27年11月20日）
  - ・報告書の最終確認

## 資料4 各施設の現状と課題

名称	歴史資料館	開成館（安積開拓資料館）	大安場ガイダンス施設	旧福良小学校	民俗資料収納庫（蒲倉収蔵庫）
住所	郡山市麓山	郡山市開成	郡山市田村町	郡山市湖南町福良	郡山市蒲倉町
開設日	昭和57年4月10日	昭和43年11月	平成21年4月4日	平成20年3月資料搬入	平成4年12月4日取得
設置根拠	郡山市歴史資料館条例 郡山市歴史資料館条例施行規則	郡山市開成館条例 郡山市開成館条例施行規則	郡山市都市公園条例 郡山市都市公園条例施行規則	—	—
組織	文化スポーツ部 文化振興課	文化スポーツ部 文化振興課	文化スポーツ部 文化振興課	郡山市教育総務部 生涯学習課	郡山市教育総務部 生涯学習課
人員配置	嘱託職員：3名 臨時職員：1名  計 4名	嘱託職員：4名  計 4名	公益財団法人文化・学び 振興公社（指定管理者） 正規職員：4名 臨時職員：4名 計 8名	無し	無し
建物概要	旧図書館 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 約883㎡	旧郡役所等 （福島県指定 重要有形文化財） 1874年（明治7年）築 木造三層構造 延床面積 約1,361㎡	大安場古墳公園内施設 延床面積 約1,220㎡	旧福良小学校 昭和52年3月築 木造 延床面積 約1,600㎡	倉庫 延床面積 約121㎡
収蔵物等	古文書：約70,000点 考古資料：約3,000点 その他戦争資料等	安積開拓資料：約480点 古文書：約700点 その他（古銭等）： 約1,450点	考古資料：約370点	展示可能出土品： 約6,000点 埋蔵文化財報告書： 約19,000冊 写真・図面等：約100箱	民俗資料：約2,620点
開館日等	火曜日～日曜日 午前10時～午後5時（入館は 午後4時30分まで）	火曜日～日曜日 午前10時～午後5時（入館は 午後4時30分まで）	火曜日～日曜日 午前9時～午後5時（入館は午 後4時30分まで）	非公開	非公開
休館日	月曜日（祝日の場合は次の祝 日でない日）、年末年始（12 月28日～1月4日）、展示替 え期間等	月曜日（祝日の場合は次の祝 日でない日）、年末年始（12 月28日～1月4日）	月曜日（祝日の場合は次の祝 日でない日）、年末年始（12 月28日～1月4日）	—	—
主要業務	・原始から現代までの 資料展示 ・古文書の保管	・古文書（安積開拓関係） の一部保管 ・民俗資料の一部展示	・大安場古墳の出土品の 展示 ・市内各遺跡から出土し た各時代の代表的な考 古資料の展示	・考古資料の保存	・民俗資料の保管 ・民俗資料のデータ ベース化
入館料	無料	一般：200円（団体150 円）、高校・大学生：100円 （団体70円）、 65歳以上・中学生以下・障が い者：無料	無料	非公開	非公開
施設概要	歴史資料収蔵展示施設	安積開拓資料館（安積開拓 に関する資料、民俗資料）	国指定史跡大安場古墳を中 心とした史跡公園の“ガイダ ンス施設”	埋蔵文化財収蔵施設	民俗資料収蔵施設
その他 特記事項	・H26年度耐震診断実施 【調査結果】 耐震性能ランク D判定 （大地震時の振動及び衝撃 に対して倒壊又は崩壊の危険 性がある。） ・市所有の永年文書を仮保管	同敷地に安積開拓事業に係 る「安積開拓官舎（旧立岩一 郎邸）」、「安積開拓入植者住 宅（旧小山家）」（共に市指定 重要文化財）」、同じく「旧 坪内家」がある。	大安場古墳の出土品（県指 定）をはじめ、旧石器時代か ら古墳時代まで、市内の各遺 跡から出土した各時代の主な 考古資料を展示。	廃校となった小学校を活用 している。 市内遺跡から出土した遺物 のほとんどを収蔵している。	築年数不明の倉庫を収蔵庫 として活用。
課題	〔建物〕 ・老朽化、耐震性が低い 〔展示スペース〕 ・狭小 〔保管スペース〕 ・空きなし 〔職員体制〕 ・専門的知識を持つ職員 がいない ・業務多忙で、収蔵品の 整理ができていない 〔保管・保存機能〕 ・温度、湿度の調整不能	〔展示スペース〕 ・狭小 〔保管スペース〕 ・空きなし 〔職員体制〕 ・専門的知識を持つ職員 がいない ・業務多忙で、収蔵品の 整理ができていない 〔保管・保存機能〕 ・温度、湿度、照度の調 整不能	〔保管スペース〕 ・無し	〔保管スペース〕 ・保管箱が重なった状態 ・収蔵物が毎年増加 ・未整理、未把握 〔保管・保存機能〕 ・温度、湿度の調整不能 〔アクセス〕 ・市内から片道約1時間 ・冬季は積雪により入室 が困難 ※鉄製品・木製品は一部 文化財調査研究センタ ーにあり	〔保管・保存機能〕 ・温度、湿度の調整不能 ・薫蒸をしていないため 虫鼠害が発生 〔活用〕 ・収蔵したまま活用して いない



資料5 先進地視察結果

名称	名古屋市市政資料館	四日市市立博物館	三重県総合博物館
住所	愛知県名古屋市	三重県四日市市	三重県津市
開設日	平成元年10月11日	平成5年11月2日 ※平成27年3月21日リニューアルオープン	平成26年4月19日
設置根拠	名古屋市市政資料館条例	四日市市立博物館条例 (四日市市公害と環境未来館条例)	三重県総合博物館条例
組織	名古屋市総務局行政改革推進部	四日市市教育委員会事務局 (四日市市環境部)	三重県環境生活部
人員配置	正職員7名 (副館長、庶務係長、主査、主事4名) 非常勤9名 (館長、嘱託員8名) 計 17名	正職員7名 (副館長、管理係3名、企画普及係3名) 非常勤1名 (館長) 計 8名 ※博物館のみ	正職員：19名 (館長、副館長、事務2名、学芸員17名) 嘱託職員・作業補助員：14名 計 35名
建物概要	煉瓦及び鉄筋コンクリート造 述べ床面積6,719.9㎡ 国指定重要文化財「名古屋控訴院・地方裁判所・区裁判所庁舎」を復元修理しを活用	鉄骨鉄筋コンクリート造地上6階地下2階 延床面積10,147.108㎡ プラネタリウム、四日市市公害と環境未来館併設	新築 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 約11,582㎡
収蔵物等	公文書 11,592点 行政資料 83,989点	四日市市を中心とする北勢地域及び関連地域の考古、自然、歴史、民俗、美術工芸等の有形資料 約28,000点	三重の自然と歴史・文化に関する資料 約50万点
主要業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>公文書等を収集し、整理し及び保存すること</li> <li>公文書等を閲覧しその他の利用に供すること</li> <li>公文書等に関する調査研究を行うこと</li> <li>市政に関する資料の展示</li> <li>集会室、展示室の貸出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>博物館資料の収集・保管・展示・利用に供すること</li> <li>博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導</li> <li>博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究</li> <li>博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究</li> <li>社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究活動（他機関団体との共同研究、地域連携調査等）</li> <li>収集保存活動（収蔵資料の保存管理、古文書調査法研修講座による地域資産の守り手育成、保全活動支援等）</li> <li>活用発信活動（展示・学習交流プログラム、レファレンス、資料閲覧等）</li> </ul>
入館料	無料	無料	一般510(400)円、学生300(240)円 高校生以下無料（）は団体料金 年間パスポート：一般1,640 学生1,020円
施設概要	<p>歴史資料として重要な公文書等を保存し、利用に利用に供することを目的に平成元年10月に開館。以後、「新修名古屋市」の編さん事業を継続して行っている。</p> <p>施設は、大正11年に創建された旧憲法下における「名古屋控訴院・地方裁判所・区裁判所庁舎」を復元修理した建物を活用しており、名古屋城から徳川美術館にいたる『文化のみち』の一角にあって、市民・観光客の方々の往来も多い。</p>	<p>「四日市公害と環境未来館」が併設され、両館の相乗効果が産み出す仕掛けが盛り込まれ、四日市から日本へ、日本から世界へ、そして地球から宇宙へという広がりを感じることや、過去から未来へという時間の流れを感じることができる施設へリニューアル。</p>	<p>「多様で豊かな自然」「人・モノ・文化の交流史」「自然とともに生きる」の3つをテーマとし、交流創造エリア（学習交流スペース、こども体験展示室、資料閲覧室等）、展示エリア（基本展示室、企画展示室）、ミュージアムフィールド（野外学習スペース、鳥居古墳石棺等）の3つのエリアからなる。多様で豊かな自然と、歴史・文化がもつ多様な魅力を一体的に紹介している施設。</p>
視察内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存建物の利活用を想定した整備の参考となる</li> <li>年間7万人の利用者。古い建物の趣を活かして、映画・テレビの撮影や結婚式の前撮りへの利用。観光スポットとして認知</li> <li>施設の一部を会議室として貸出す等、市民が活動できるスペースの設置</li> <li>一方で、重要文化財の建物を活用していることで、建物の維持管理費が高コストになること、また、展示スペースや収蔵庫に制限</li> <li>公文書は、すべてデータベース化されており、検索システムにより所蔵資料はすべて検索可能</li> <li>公文書の収集、公開にあたっては、基準を定めるとともに、外部有識者の知見を取り入れるため、「専門委員」を設置。市史編纂委員を兼ね、利用制限が必要な文書もあるため個人情報保護に詳しい方に依頼</li> <li>公文書の公開には、評価選別に多くの時間を要し、専門職配置が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「四日市公害と環境未来館」、プラネタリウムと一体的な整備を行い、役割分担・コンセプトを明確化</li> <li>最新の映像機器や原寸大再現展示の導入。“博物館でしか体験できない空間”を重視</li> <li>担当学芸員の「ふるさと」や「地域」に対する思いや博物館を「人生や未来を考える場」にしたいという熱意がコンセプトや展示に反映</li> <li>将来を見据えた収蔵庫（40年利用を想定）</li> <li>クラウド型の資料管理システム導入による歴史資料のデータベース化</li> <li>四日市市公舎を経験したまちとして、その歴史と教訓を広い地域に情報発信することで、より良い環境を未来に引き継いでいく使命のもと環境未来館を整備</li> <li>エントランスフロアには、ミュージアムショップのほか、図書スペース、展示・交流・学習スペースが配置、昭和40年ごろの小学校をイメージした研修室も整備され、生涯学習の場として機能</li> <li>立地の重要性。近鉄四日市駅から徒歩3分、じばさん三重（三重北勢地域地場産業振興センター）やショッピングモール、ホテル、公園に隣接</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>布谷館長が知事を説得した博物館の5つの意義（①博物館は過去と現在、そして未来をつなぐ場である、②博物館しかできない学びがある、③自主的な学びは、人のネットワークを生み出す、④地域についての学びは、地域社会を活性化にする、⑤成熟した時代は、博物館を求めると）及び5つの役割・位置づけ（①市民にとって精神的なバックボーンとなる三重県のアイデンティティを保存・継承する、②博物館は未来への投資である、③博物館は人が育つ場である、④新しい豊かさのモデルを作る、⑤産業振興や観光のため）は、重要な視点</li> <li>「三重県総合博物館経営向上懇話会」を設置し、企業等との連携方策、開館に向けた広報戦略等、“博物館経営”を重視</li> <li>三重県総合博物館にはいわゆる「キラークンテンツ」が無く、三重が持つ自然や文化の「多様性」に着目し、テーマに掲げた</li> <li>公文書館機能については、評価選別までを文化振興課、保存整理以降を三重県総合博物館で担当</li> <li>歴史的公文書は個人情報等、非公開情報の有無を確認する必要があるため、専門職を配置する必要があり、評価選別にも多くの時間を要する</li> <li>単なる博物館ではなく、学習交流スペース、こども体験展示室、三重の実物図鑑等、「交流創造」の場が多くの人を来館者を招く要素</li> </ul>